

広報野々市有料広告掲載取扱要領

制 定 平成 21 年 2 月 決 裁
一部改正 平成 24 年 3 月 決 裁
一部改正 平成 27 年 3 月 決 裁
一部改正 平成 29 年 野々市市告示第 13 号
(平成 29 年 2 月 1 日)

(趣旨)

第 1 条 この要領は、野々市市有料広告掲載取扱要綱（平成 19 年野々市町告示第 54 号）の規定に基づき、広報野々市（以下「広報」という。）に掲載する有料広告の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(広告の規格等)

第 2 条 広告の規格等は、次のとおりとする。

(1) 規格

広告の種類	大 き さ		
	1 号広告	縦 5.6 cm	横 5.6 cm
2 号広告	縦 5.6 cm	横 11.4 cm	1 ページ 1 段の 3 分の 2
3 号広告	縦 5.6 cm	横 17.2 cm	1 ページ 1 段

(2) 掲載位置 広報 2 ページ分の下 1 段とする。

(3) 枠数 1 号広告を 1 枠として 6 枠以内とする。

(4) 色 1 色刷り（グレースケール）とする。

2 広告の配置は、市長が指定するものとする。

(広告の掲載順位)

第 3 条 広告は、次に掲げる順位により掲載するものとする。

(1) 国、地方公共団体、公共的団体及びこれらに類する者の広告

(2) 民間企業等で、市内に事業所等を有するものの広告

(3) 前 2 号に該当しない者の広告

2 市長は、広告の掲載を決定する場合において、同一の掲載順位の広告（広告の掲載基準を満たす広告に限る。以下この条において同じ。）の数が、広告を掲載することができる残りの枠数を超えたときは、当該同一の掲載順位の広告のうちから抽選により掲載するものを決定するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、掲載が決定している広告は優先して掲載するものとする。

(広告掲載料)

第 4 条 広告の掲載の決定を受けた者（以下「広告主」という。）が納付する広告掲載料は、次のとおりとする。

(1) 1 号広告 1 回当たり 20,000 円

(2) 2 号広告 1 回当たり 40,000 円

(3) 3 号広告 1 回当たり 60,000 円

2 広告主は、広告を掲載した月の 25 日までに広告掲載料を市長が指定した金融機関に納付しなければならない。ただし、25 日が土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日（以下この条において「日曜日等」という。）に当たるときは、これらの日の直後の日曜日等以外の日を納期限とする。

(広告掲載料の割引)

第5条 広告主が、連続6か月間又は連続12か月間広告を掲載し、かつ、広告を掲載する最初の月に広告掲載料を一括納付する場合は、広告掲載料の6分の1を割り引くものとする。

(広告掲載の申込み)

第6条 広告の掲載を希望する者は、広報野々市有料広告掲載申込書(別記様式第1号。以下「申込書」という。)に掲載しようとする広告の原稿等を添えて、掲載を希望する月の前々月の25日までに市長に申し込むものとする。

2 申込者は、掲載を希望する最初の月から起算して6か月以内又は連続12か月間の広告の掲載を申し込みできるものとする。

3 市長は、申込書を受理したときは、広報野々市有料広告掲載審査表(別記様式第2号)を作成し、野々市市広告審査委員会に諮るものとする。

(広告掲載の決定通知)

第7条 市長は、広告の掲載の可否を決定したときは、広報野々市有料広告掲載可否決定通知書(別記様式第3号)により通知するものとする。

(広告掲載の取消通知)

第8条 市長は、広告の掲載を取り消したときは、広報野々市有料広告掲載取消通知書(別記様式第4号)により通知するものとする。

(広告掲載料の返還)

第9条 市長は、市の都合で広報を発行できなかったことにより広告を掲載することができなかった場合は、その広告に係るその月の広告掲載料を返還するものとする。

2 市長は、前項に規定する事由以外の事由により広告を掲載することができなかった場合は、その広告に係る広告掲載料は返還しないものとする。

(事務)

第10条 広報有料広告に関する事務は、秘書広報課が掌理する。

附 則

この要領は、平成21年3月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成29年2月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領による改正前の様式(以下「旧様式」という。)により使用されている書類は、この要領による改正後の様式によるものとみなす。

3 この要領の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。